

日常生活用具一覧

種別	種目	対象者	用具の性能	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	次のいずれかに該当する者 (1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者 (2) 難病患者等で寝たきりの状態にあるもの	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
	特殊マット	次のいずれかに該当する者 (1) 下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)の障害者 (2) 知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害者(児)として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、それぞれ原則として3歳以上のもの (3) 難病患者等で寝たきりの状態にあるもの	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能(知的障害者及び障害児にあってはマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの)を有するもの	5年	19,600円

日常生活用具一覧

特殊尿器	次のいずれかに該当する者 (1) 常時介護を要する下肢又は体幹機能障害1級の障害者(児)(障害児にあっては、原則として学齢児以上のもの) (2) 難病患者等で自力で排尿できないもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円
入浴担架	入浴に介護を要する下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者(児)(障害児にあっては、原則として3歳以上のもの)	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円
体位変換器	次のいずれかに該当する者 (1) 下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者(児)(障害児にあっては、原則として学齢児以上のもの) (2) 難病患者等で寝たきりの状態にあるもの	介助者が障害者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円
移動用リフト	次のいずれかに該当する者 (1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者(児)(障害児にあっては、原則として3歳以	介護者が障害者(児)を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うもの(エレベーター	4年	159,000円

日常生活用具一覧

		上のもの) (2) 難病患者等で下肢 又は体幹機能に障害 のあるもの	及び階段昇降機等)を除く。		
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児で、原則として3歳以上のもの	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100円
	訓練用ベッド	次のいずれかに該当する者 (1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児で、原則として学齢児以上のもの (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のあるもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200円
自立生活支援用具	入浴補助用具	次のいずれかに該当する者 (1) 入浴に介助を要する下肢又は体幹機能障害者(児)(障害児にあつては、原則として3歳以上のもの) (2) 難病患者等で入浴に介助を必要とするもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円
	便器	次のいずれかに該当する者 (1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者(児)(障害児にあつては、原則として学齢児以上のもの) (2) 難病患者等で常時	障害者(児)が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	4,450円

日常生活用具一覧

	介護を必要とするもの			
特殊便器	次のいずれかに該当する者(障害児にあっては、原則として学齢児以上のもの) (1) 上肢障害2級以上の障害者(児) (2) 知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害者(児)として判定され障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの (3) 難病患者等で上肢機能に障害のあるもの	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円
頭部保護帽	次のいずれかに該当する者 (1) 平衡機能、下肢又は体幹機能障害者(児) (2) 知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害者(児)として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの (1) スポンジ、革を主材料に製作 (2) スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作	3年	(1) 15,656円 (2) 37,852円

日常生活用具一覧

イヤーマフ	知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害者(児)として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもので、聴覚過敏が原因で日常生活が困難であるもの	障害者(児)が容易に使用し得るもの	2年	20,000円
T字状・棒状の杖	平衡機能、下肢又は体幹機能障害者(児)(当該杖の使用により歩行可能となるもので原則として3歳以上のもの)	十分な強度を有するT字状又は棒状のもの(松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ及び多点杖を除く。) <ul style="list-style-type: none"> (1) 木製ニス塗装 (2) 軽金属 	3年	(1) 2,310円 (2) 3,150円 ※夜行材付とした場合は430円(全面夜行材付とした場合は1,260円)増とすること。外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は273円増とすること。

日常生活用具一覧

移動・移乗支援用具	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 平衡機能、下肢又は体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者(障害児にあっては、原則として3歳以上のもの)</p> <p>(2) 難病患者等で下肢機能に障害のあるもの</p>	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。</p> <p>(1) 障害者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>(2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	8年	60,000円
火災警報器	<p>次のいずれかに該当する者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)</p> <p>(1) 障害等級2級以上の障害者(児)</p> <p>(2) 知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害者(児)として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの</p>	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの</p>	8年	15,500円
自動消火器	<p>次のいずれかに該当する者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯であ</p>	<p>室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの</p>	8年	28,700円

日常生活用具一覧

		る場合に限る。) (1) 障害等級2級以上の障害者(児) (2) 知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害者(児)として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの (3) 難病患者等		
電磁調理器	次のいずれかに該当する者 (1) 視覚障害2級以上の障害者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。) (2) 知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害者(児)として判定された障害の程度が重度又は最重度であるもので、18歳以上のもの	視覚障害者又は知的障害者(児)が容易に使用し得るもの	6年	41,000円
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害2級以上の障害者(児)(障害児にあつては、原則として学齢児以上のもの)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	10年	7,000円
聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害2級の障害者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯である場	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円

日常生活用具一覧

		合に限る。)			
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の障害者(児)であって自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの(障害児にあつては、原則として3歳以上のもの)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500円
	ネブライザー	次のいずれかに該当する者 (1) 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害者(児)であつて、必要と認められるもの(障害児にあつては、原則として学齢児以上のもの) (2) 難病患者等で呼吸器機能に障害のあるもの	障害者(児)が容易に使用し得るもの	5年	36,000円
	電気式たん吸引器	次のいずれかに該当する者 (1) 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害者(児)であつて、必要と認められるもの(障害児にあつては、原則として学齢児以上のもの) (2) 難病患者等で呼吸器機能に障害のあるもの	障害者(児)が容易に使用し得るもの	5年	56,400円
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者(児)が容易に使用し得るもの	10年	17,000円

日常生活用具一覧

	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	次のいずれかに該当する者 (1) 呼吸器機能若しくは心臓機能障害者(児)であって、医療保険における在宅酸素療法を行うもの若しくは人工呼吸器を装着するもの又は同程度の障害者(児)であって、必要と認められるもの (2) 難病患者等で在宅酸素療法を行うもの又は人工呼吸器の装着が必要なもの	障害者(児)が容易に使用し得るもの	6年	52,500円
	盲人用体温計 (音声式)	視覚障害2級以上の障害者(児)(障害児にあつては、原則として学齢児以上のもの)(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	5年	9,000円
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の障害者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	18,000円
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者(児)又は肢体不自由者(児)であつて、発声・発語に著しい障害を有するもの(児童にあつては、原則として学齢児以上のもの)	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るもの	5年	98,800円

日常生活用具一覧

情報・通信支援用具	上肢又は視覚障害2級以上の障害者(児)(当該用具によりパソコンを使用可能になる者で原則として学齢児以上のもの)	パソコンを使用するために必要な当該周辺機器及びアプリケーションソフトのうち、障害者向けに開発されたもの	5年	100,000円
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の障害者(児)(原則として学齢児以上のもの)	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円
点字器	視覚障害2級以上の障害者(児)(原則として学齢児以上のもの)	点字を打つための定規と板と点筆がセットのもの (1) 標準型：32マス18行、両面書真鍮板製 (2) 標準型：32マス18行、両面書プラスチック製 (3) 携帯用：32マス4行、片面書アルミニウム製 (4) 携帯用：32マス12行、片面書プラスチック製	標準型7年 ／携帯用5年	(1) 10,712円 (2) 6,798円 (3) 7,416円 (4) 1,699円
点字タイプライター	視覚障害2級以上の障害者(児)(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれるもの)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	5年	63,100円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の障害者(児)(障害児にあっては、原則として学齢児以上のもの)	次のいずれかに該当するもの (1) 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY	6年	(1) 85,000円 (2) 35,000円

日常生活用具一覧

		方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの (2) 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの		
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の障害者(児)(障害児にあつては、原則として学齢児以上のもの)	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	6年	99,800円
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者(児)であつて、本装置により文字等を読むことが可能になるもの(障害児にあつては、原則として学齢児以上のもの)	画像入力装置を読み取り、印刷物等の上等に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	198,000円
盲人用時計	視覚障害2級以上の障害者。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者	視覚障害者が容易に使用し得るもの (1) 触読 (2) 音声	10年	(1) 10,300円 (2) 13,300円

日常生活用具一覧

		を原則とする。		
聴覚障害者用 通信装置	聴覚障害者(児)又は発声・発語に著しい障害を有する者(児童を含む。)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの(児童にあつては、原則として学齢児以上のもの)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者(児)が容易に使用できるもの	5年	71,000円
聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害者(児)であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	6年	88,900円
ファクシミリ	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の障害者であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの(電話(難聴者用電話を含む。)によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	障害者が容易に使用し得るもの	5年	15,400円

日常生活用具一覧

	人工喉頭	喉頭摘出者	<p>笛式：呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの</p> <p>電動式：顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの</p> <p>(1) 笛式 (2) 電動式</p>	<p>笛式4年／ 電動式5年</p>	<p>(1) 5,150円 ※気管カニューレ一付とした場合は3,193円増しとすること。 (2) 72,203円</p>
	点字図書	主に、情報の入手が点字による視覚障害者(児)	点字により作成された図書	—	—
	人工内耳用空気電池	人工内耳埋込手術を受けている聴覚障害者(児)	人工内耳に使用する空気電池	—	月額 2,000円
	人工内耳用充電電池	人工内耳埋込手術を受けている聴覚障害者(児)	人工内耳に使用する専用充電電池	1年	16,800円
	人工内耳用充電器	人工内耳埋込手術を受けている聴覚障害者(児)	人工内耳用充電電池を充電するための専用充電器	5年	25,200円
排泄管理支援用具	ストマ用装具	腹部にストマを造設した者	<p>腹部にストマを造設した人が身体に装着して排泄物を溜める用具</p> <p>(1) 消化器系 (2) 尿路系</p>	—	<p>(1) 月額 8,858円 (2) 月額 11,639円</p>
	紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ)	<p>3歳以上であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 治療によって軽快の見込みのないスト</p>	ストマ用装具に代えて支給するもの(紙おむつ、サラシ、ガーゼ等衛生用品)	—	月額 12,000円

日常生活用具一覧

	等衛生用品)	マ周辺の著しい皮膚のびらん、ストマの変形等のためストマ用装具を装着することができない者 (2) 二分脊椎による排尿機能障害又は排便機能障害のある者 (3) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者			
	収尿器	障害等級2級以上の障害者(児)であって、脊髄損傷により排尿機能障害(特に常時失禁のある場合等に限る。)を有するもの	採尿器と蓄尿器で構成され身体に固定して尿を溜めておく用具 (1) 普通型 (2) 簡易型	1年	男性用 (1) 7,931円 (2) 5,831円 女性用 (1) 8,755円 (2) 6,077円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	次のいずれかに該当する者 (1) 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者(学齢児以上の児童を含む。)であって障害等級3級以上のもの(ただし、特殊便器への	障害者(児)の移動等を円滑にする用具で次のような用具の設置に小規模な住宅改修を伴うものに限る。 (1) 手すりの取り付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の	給付は原則1回	200,000円

日常生活用具一覧

		取替えをする場合は 上肢障害2級以上の 者)	取替え (5) 洋式便器への取替 え		
		(2) 難病患者等で下肢 又は体幹機能に障害 のあるもの	(6) その他前各号の住 宅改修に付帯して必 要となる住宅改修		

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の「上肢・下肢又は体幹機能障害」に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、「サウンドマスター」、「聴覚障害者用目覚時計」及び「聴覚障害者用屋内信号灯」を含む。
- 3 ストマ用装具及びストマ用装具に代えて支給する紙おむつ等については、日常生活用具給付券をもって、次により一括交付することができる。
 - (1) 給付基準額(月額)の範囲内で1月に必要とする額の2倍(2月分)の額を日常生活用具給付券1枚に記載して交付する。
 - (2) 日常生活用具給付券は、申請1回につき3枚まで一括交付できる。
- 4 居宅生活動作補助用具の給付については、1人につき1回限りとし、住宅の新築及び増築に伴う設置及び改修は対象外とする。また、階段昇降機及びホームエレベーターは対象としない。